【技能実習計画の認定取消の内容】

<実習実施者>

- (1) 実習実施者名:株式会社ダイバリー
- (2) 代表者職氏名:代表取締役 染谷 伸一
- (3) 所 在 地:茨城県坂東市弓田 2305 番地
- (4) 取り消した計画の認定番号 (3件)

(いずれも平成30年4月10日認定)

認 1703001621

(いずれも平成30年5月15日認定) 認1703002982、認1703002983

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律 第 89 号。以下「技能実習法」という。) 第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき平成 31 年 1 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

3 処分理由

平成30年3月23日、水戸地方裁判所より相続税法違反により懲役1年及び罰金900万円に処せられ、刑が確定したことから、技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第11号(同法第10条第1号))に規定する認定の取消事由に該当するため。